特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

嬬恋村は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務システムを外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱に関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

群馬県嬬恋村長

公表日

令和5年2月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 ※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール 方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)
2. 特定個人情報ファイノ	L名
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報フ 宛名情報ファイル	アイル
3. 個人番号の利用	
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項
注今上の規拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令

|2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第-|で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条 法令上の根拠 3. 公的給付の支給等の迅速且つ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 --クシステムによる情報演集

4. 情報提供インドン・プランスノムによる情報建物							
①実施の有無	[実施を	する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				

■情報照会の根拠

番号法第19条8号、別表第二の93、94、121の項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第46条、第47条、第59条の4

②法令上の根拠

■情報提供の根拠

番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4,6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90,94、95、108、117の項

内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第6条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第2 2条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、 第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康福祉課

②所属長の役職名 健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 健康福祉課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0512

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 健康福祉課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0512</mark>

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年6月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年6月30日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]		1	〈選択肢>) 基礎項目評価書) 基礎項目評価書及び) 基礎項目評価書及び	『重点項目評価書 『全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1; 2	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Г	十分である]	1) 2) 3)	〈選択肢>)特に力を入れている)十分である)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1 2	〈選択肢>))特に力を入れている)十分である)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1; 2	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除	k<.) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1; 2	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			ない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1,	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている(選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1; 2	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1; 2	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監				
9. 従業者に対する教育・啓発									
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1; 2	(選択肢>)特に力を入れて行っ)十分に行っている)+分に行っていない	ている			

変更簡所

変更箇層	<u>ут</u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠/■情報提供の根拠		■情報無会の飛歩 19条7号、別表第二の93、94の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第6条、第47条 ■情報提供の根拠番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第6条、第7条、第10条、第2条、第3条、第5条、第15条、第10条、第20条、第14条の2、第15条、第15条、第15条、第15条、第15条、第15条、第15条、第15条	事後	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠」の記載内容に修正点が見つかったため
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担 当部署	① 部署 住民福祉課 ②所属長の役職名 住民福祉課長	①部署 健康福祉課 ②所属長の役職名 健康福祉課長	事後	機構改革による修正
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	請求先 住民福祉課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0515	請求先 健康福祉課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0512	事後	機構改革による修正
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	請求先 住民福祉課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0515	請求先 健康福祉課 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地 0279-96-0512	事後	機構改革による修正
令和3年6月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号	事後	法令改正による修正
	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者 台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険結理等で 付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の 判定等に関する事務時の過程 公果介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を 実施しており、国保連合会が当該事務を実施しており、国保連産合会が当該事務を実施の にあたっては、個人番号が記載された「受給者 異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 信報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	介護保険法(平成9年法律第123号)等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課徴収、受 約者合物、約付実織の管理を行う。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交 付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付に関する事務 ④保険者事務共同処理 保険回休連合会(国保連合会)に委任して事務を 実施しており、国保連合会が記載された「受給符 をしている。 配あたっては、個人番号が記載された「受給符 大に、個人番号が記載された「受給符 大に、個人番号が記載された「受給符 でいる。 「報提供に必要な特定個人情報を副本として中 間サーバー「登録し、情報提供ネットワークシス テムに接続して特定個人情報の照会と提供を行 う。	事後	
令和5年1月12日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務/③システムの名 称	介護保険システム 特別徴収管理システム 総合窓ロシステム 総合窓ロシステム (※1) 中間サーバー 低送通信ソフト、国保連合会が介護保険審査支 払等システムにて使用するデータについて、電子 メール方式で保険名(市区町村)と国保連合会等 の間で、データの送受信を行うシステム) ※1. 総合窓ロシステムを利用していない場合は 記載不要	介護保険システム 特別徴収管理システム 株合宛名システム 中 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支 払等システムにて使用するデータについて、電子 メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等 の間で、データの送受信を行うシステム)	事後	
令和5年1月12日	3. 個人番号の利用/法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月 三十一日法律第二十七号(以下、番号法)等 9条第1項、別表第一の68の項 並びに行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成二十 六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第50 条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主教を全のむ事務を定める命令で成十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第50条 3. 公的給付の支給等の迅速且つ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	公金受取口座情報運用関係
令和5年1月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の93、94の項 並びに行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別素第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第4 6条、第47条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第、5条、第5条、第5条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第35条、第3条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条の2、第35条、第55条の2、第	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の93、94、121 の項 「行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 やで定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) (以下、内閣府・総務省令第七号) 第46条、第 47条、第59条の4 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、 56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、11.7の項 内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第6条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条、第25条、第33条、第43条、第43条、第43条、第43条、第43条、第55条、第55条の2、第30条、第37条、第49条、第45条、第55条、第55条の2、第59条の3、第34条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3、第	事後	公金受取口座情報運用関係